

(様式第1号)
年 月 日

みなトクモン委員会 様

申請者 住所
氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入)

「みなトクモン」ロゴマーク使用承認申請書

「みなトクモン」ロゴマークを次のとおり使用したいので申請します。

なお、申請にあたり裏面記載の遵守事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。
また、ロゴマーク使用において発生する一切の費用を負担し、また発生した損失につ
いて、貴委員会に補償等の要求はしません。

使用区分 *該当する場合に○をつけてください	1 印刷物 (チラシ・ポスター・パンフレット・名刺等) 2 看板・店舗壁面等 3 Web 上の使用 4 販促用の景品 5 商品 6 その他
具体的な内容 *数量・サイズ・配布場所・掲示場所等を 記載してください(使用区分 1,2,3) *サイズ、販売価格、販売場所、販売先等 を記載してください(使用区分 4,5)	
利用期間 (「みなトクモン」登録有効期間内とする)	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付するもの：利用する物件(商品)の見本(見本が添付できない場合、写真や印刷
原稿、イメージ画等)

※ロゴマークの使用位置を示すこと

〔使用上の遵守事項〕

- (1) 承認された用途のみに使用し、委員会の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに委員会へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと

(様式第2号)

年 月 日

みなトクモン委員会 様

申請者 住所
氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名を記入)

「みなトクモン」ロゴマーク使用内容変更承認申請書

年 月 日付けで承認を受けた「みなトクモン」ロゴマークの使用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

なお、申請にあたり裏面記載の遵守事項を確認し、使用の際はこれを遵守します。また、ロゴマーク使用において発生する一切の費用を負担し、発生した損失について貴委員会に補償等の要求はしません。

前回の承認を受けている申請内容 (変更のある部分だけ記載してください)	変更後の内容
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付書類

- ・変更する内容がわかる見本等
- ・当初の「みなトクモン」ロゴマーク使用承認通知書の写し（コピー）

〔使用上の遵守事項〕

- (1) 承認された用途のみに使用し、委員会の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに委員会へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと

(様式第3号)

年 月 日

(あて先)

様

みなトクモン委員会

「みなトクモン」ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「みなトクモン」ロゴマークの使用について、次のとおり承認します。

記

1. 使用区分

2. 使用内容（ロゴマーク表示場所）

3. 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

4. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、委員会の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに委員会へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと

担当： みなトクモン委員会事務局

（ 港区役所総務課
電話06（6576）9683 ）

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

様

みなトクモン委員会

「みなトクモン」ロゴマーク使用内容変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました「みなトクモン」ロゴマークの使用内容変更について、次のとおり承認します。

記

1. 使用変更の内容

ただし、上記以外については変更は認めないものとする。

2. 使用上の遵守事項

- (1) 承認された用途のみに使用し、委員会の指示する条件に従うこと
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) 委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに委員会へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって変えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願を行わないこと

担当： みなトクモン委員会事務局

（ 港区役所総務課
電話06（6576）9683 ）

(様式第5号)

年 月 日

(あて先)

様

みなトクモン委員会

「みなトクモン」ロゴマーク使用承認不可通知書

年 月 日付けで申請のありました「みなトクモン」ロゴマークの使用について、次の理由により使用を承認しないこととしましたので通知します。

記

承認しない理由

担当： みなトクモン委員会事務局

〔 港区役所総務課
電話06(6576)9683 〕

(様式第6号)

年 月 日

(あて先)

様

みなトクモン委員会

「みなトクモン」ロゴマーク使用承認取消書

年 月 日付けで申請のありました「みなトクモン」ロゴマークの使用について、次の理由により使用承認を取り消します。

記

取消しの理由

担当： みなトクモン委員会事務局

〔 港区役所総務課
電話06(6576)9683 〕